

新型コロナウィルス感染症で宿泊・自宅療養等されている方へ

投票の手続について

特例郵便等投票をするために投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた方は、以下の方法により投票用紙等を返送いただく必要があります。

①投票用紙等の交付を受けた方は、自ら投票用紙に候補者名（※）を記載してください。

※ 衆議院比例代表選出議員の選挙にあっては一の衆議院名簿届出政党等の名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあっては参議院名簿登載者一人の氏名又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称。

※その他の選挙にあっては、各選挙候補者1人の氏名を記載してください。

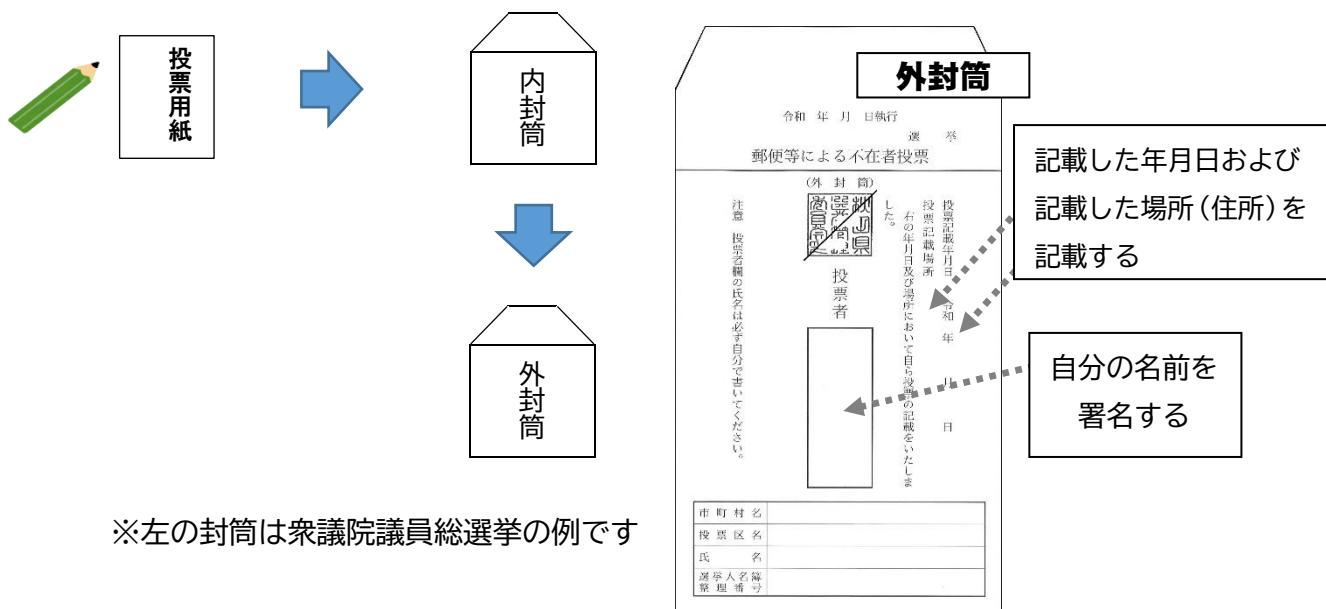
※複数の選挙の投票を同時に請求し、実施する場合は、投票用紙の取り違えには十分ご注意ください。

一連の作業をされる前に、必ずせっけんでの手洗いやアルコール消毒をしてください。

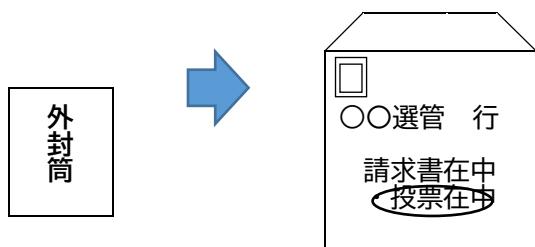
また、出来る限りマスクをつけ、清潔な使い捨てのビニール手袋を着けるようにしてください。



②記載済みの投票用紙を「内封筒」に封入し、更に「外封筒」に封入してください。外封筒の表面に投票の記載の年月日及び場所を記載し、氏名欄に自ら署名してください。



③外封筒を、更に仙北市選挙管理委員会から交付された返信用封筒に封入し、当該封筒の表面の「投票在中」に○を付けてください。

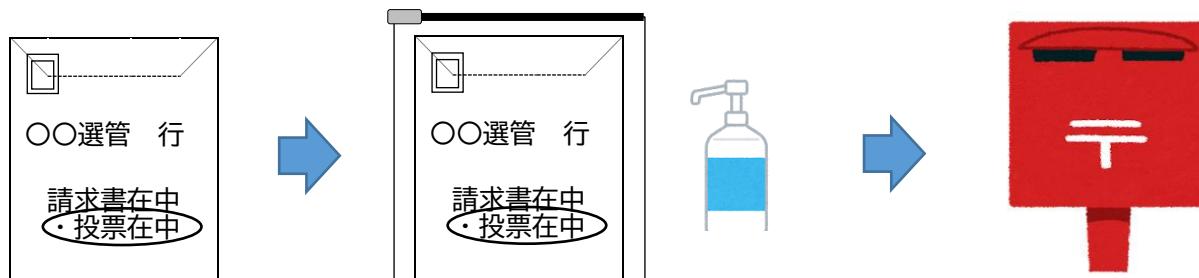


④返信用封筒を、更に仙北市選挙管理委員会から交付されたファスナー付きの透明のケース等に封入し、表面をアルコール消毒液を吹きかけて拭きとる等により消毒してください。その上で、宿泊療養されている方は宿泊療養施設の職員に、自宅療養されている方は同居人、知人等（患者ではない方）に投かんを依頼してください。

※日本郵便株式会社からファスナー付きの透明のケース等に入れていただくよう依頼を受けていますため、ご協力をお願いします。

※ 施設職員や同居人等へ封筒を渡す際は、ドアの前に置くなど接触しないようにしてください。

※ 濃厚接触者の方がポストに投かんすることは可能です。ただし、せっけんでの手洗いやアルコール消毒をし、マスクを着用して、他者との接触を避けるようにしてください。



※ 法律上、特定患者等選挙人の方は、特例郵便等投票を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大防止に努めなければならないこととされています（特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律第5条）。